

令和2年度 新潟市人権施策 の実施計画

令和2年9月

新潟市市民生活部広聴相談課

分野別人権施策の計画状況（令和2年度計画）

本市は、「新潟市自治基本条例」において「一人ひとりの人権が大切にされるまち」を、「にいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)」では「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を未来都市像として掲げています。これらを実現するため、「人権文化」を育み、人権意識を定着させることを目的として「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定、これに基づき人権教育・啓発に関する施策や事業を推進しています。

本資料は各部署で計画している施策や事業をとりまとめたものです。

目次

分野別の項目		実施事業数	所管する所属数	ページ
分野 1	市職員に対する人権教育・啓発	10	7	1
分野 2	地域社会における人権教育・啓発の推進	68	31	3
分野 3	学校における人権教育の推進	16	7	4
分野 4	生涯学習における人権教育・啓発の支援	33	20	7
分野 5	民間団体における人権教育・啓発の支援	1	1	8
分野 6	企業における人権教育・啓発の支援	1	1	8
分野 7	インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進	3	3	8
分野 8	人権救済のための相談制度の充実等	6	4	9
分野 9	女性	10	21	11
分野 10	子ども	16	14	15
分野 11	高齢者	2	2	17
分野 12	障がい者	10	5	18
分野 13	同和問題	6	4	20
分野 14	外国籍市民等	3	2	21
分野 15	H I V感染症患者・ハンセン病患者等	7	1	22
分野 16	新潟水俣病被害者	4	1	23
分野 17	北朝鮮当局による拉致被害者	1	1	24
分野 18	性的マイノリティ	1	1	25
分野 19	さまざまな人権問題	3	2	26
分野 20	総合的かつ効果的な計画推進に向けて	3	2	27

↑(再掲事業を含む)

実施事業数の合計

87

(再掲事業を除く)

分野別人権施策の計画状況一覧(令和2年度計画)

施策分野	番号	事業名	所管所属名	頁
第4章の1 (1)市職員に対する人権教育・啓発	1	人権啓発物品の作成・配布	広聴相談課	1
	2	人権啓発リーフレット及び啓発冊子の作成・配布	広聴相談課	1
	3	新潟市人権教育・啓発推進計画冊子作成・配布	広聴相談課	1
	4	人事・採用担当職員対象人権研修	広聴相談課	1
	5	外部研修参加	広聴相談課	1
	6	窓口職員人権研修	市民生活課	1
	7	市職員に対する人権関係の意識啓発講座	人事課	2
	8	人権教育研修会	生涯学習センター	2
	9	江南区・秋葉区合同人権研修会	江南区地域総務課 秋葉区地域総務課	2
	10	西区新規・異動職員研修(人権研修)	西区総務課	2
第4章の1 (2)地域社会における人権教育・啓発の推進	1	人権啓発物品の作成・配布(再掲)	広聴相談課	3
	2	人権啓発リーフレット及び啓発冊子の作成・配布(再掲)	広聴相談課	3
	3	新潟市人権教育・啓発推進計画冊子作成・配布(再掲)	広聴相談課	3
	4	高齢者の消費者被害の防止に向けた取り組み	消費生活センター	3
	5	若者の消費者被害の防止に向けた取り組み	消費生活センター	3
	6	他の施策分野の中で実施している人権啓発イベント等	多数のため一括記載	3
第4章の1 (3)学校における人権教育の推進	1	人権イラスト展	広聴相談課	4
	2	保育園職員に対する人権関係の意識啓発講座	保育課	4
	3	人権講演会	北区区民生活課	4
	4	中学生を対象とした人権講話会	秋葉区区民生活課	4
	5	あきは未来フォーラム	秋葉区区民生活課	4
	6	中学生を対象とした人権講話	南区区民生活課	4
	7	人権啓発講演会	西蒲区区民生活課	4
	8	人権教育、同和教育担当者研修	学校支援課	5
	9	情報モラル指導	学校支援課	5
	10	新潟市同和教育研究協議会	学校支援課	5
	11	新潟県同和教育研究協議会「研究集会」参加	学校支援課	5
	12	教職員同和教育研修会	学校支援課	6
	13	教職員の経験年数に応じた人権教育、同和教育研修	学校支援課	6
	14	現地研修	学校支援課	6
	15	外部講師派遣研修	学校支援課	6
	16	人権教育、同和教育研修 要請訪問	学校支援課	6
第4章の1 (4)生涯学習における人権教育・啓発の支援	1	研修・講演・講師 紹介ガイド	生涯学習センター	7
	-	他の施策分野の中で実施している人権講座	多数のため一括記載	7
第4章の1 (5)民間団体における人権教育・啓発の支援	1	市民活動支援センターの管理運営	市民協働課	8
第4章の1 (6)企業における人権教育・啓発の支援	1	賃金労働時間等実態調査	雇用政策課	8

分野別人権施策の計画状況一覧(令和2年度計画)

施策分野	番号	事業名	所管所属名	頁
第4章の1 (7)インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進	1	インターネットモニタリング事業	広聴相談課	8
	2	情報モラル指導(再掲)	学校支援課	8
	3	「SNS社会に生きる若者たち」(仮)	石山地区公民館	8
第4章の2 人権救済のための相談制度の充実等	1	市民相談事業	広聴相談課	9
	2	消費生活相談事業	消費生活センター	9
	3	相談体制の充実	男女共同参画課	9
	4	配偶者暴力相談支援センター事業	男女共同参画課	9
	5	性的マイノリティ支援事業	男女共同参画課	10
	6	在住外国人および留学生の支援	(公財)新潟市国際交流協会	10
第5章の1 女性	1	男女共同参画啓発事業	男女共同参画課	11
	2	仕事と生活の調和の推進	男女共同参画課	11
	3	男女共同参画推進センター	男女共同参画課	11
	4	相談体制の充実(再掲)	男女共同参画課	12
	5	アルザフォーラム	男女共同参画課	12
	6	配偶者暴力相談支援センター事業(再掲)	男女共同参画課	12
	7	女性緊急一時保護等事業費補助金	男女共同参画課	12
	8	配偶者被害者支援事業ひ補助金	男女共同参画課	12
	9	乳幼児家庭教育学級(ゆりかご学級)	該当公民館	13
	10	女性セミナー	横越地区公民館 坂井輪地区公民館	14
第5章の2 子ども	1	人権イラスト展(再掲)	広聴相談課	15
	2	児童虐待防止対策事業	こども政策課	15
	3	保育園職員に対する人権関係の意識啓発講座(再掲)	保育課	15
	4	人権講演会(再掲)	北区区民生活課	15
	5	中学生を対象とした人権講話会(再掲)	秋葉区区民生活課	15
	6	あきは未来フォーラム(再掲)	秋葉区区民生活課	15
	7	中学生を対象とした人権講話(再掲)	南区区民生活課	15
	8	人権啓発講演会(再掲)	西蒲区区民生活課	16
	9	人権教育、同和教育担当者研修(再掲)	学校支援課	16
	10	情報モラル指導(再掲)	学校支援課	16
	11	幼児期家庭教育学級	中地区公民館	16
	12	人権啓発活動地方委託事業 人権について考える	関屋地区公民館	16
	13	人権啓発活動地方委託事業 児童期・思春期家庭教育学	横越地区公民館	16
	14	人権講座	坂井輪地区公民館	16
	15	地域で見守る子どもの人権	西地区公民館	16
	16	子育てで大事なこと	岩室地区公民館	16
第5章の3 高齢者	1	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	17
	2	認知症サポーターキャラバン事業	地域包括ケア推進課	17

分野別人権施策の計画状況一覧(令和2年度計画)

施策分野	番号	事業名	所管所属名	頁
第5章の4 障がい者	1	共生のまちづくり条例関連事業	障がい福祉課	18
	2	障がい者就業支援センター事業	障がい福祉課	18
	3	農業を活用した障がい者雇用促進事業	障がい福祉課	18
	4	障がい者就業能力向上支援事業	障がい福祉課	18
	5	精神医療審査会	こころの健康センター	18
	6	精神科病院実地指導及び精神科病院入院患者病状実地審査	こころの健康センター	18
	7	精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	こころの健康センター	19
	8	共生セミナー「ここから始める～発達障がいへの理解～」	曾野木地区公民館	19
	9	「青年期から成人期の発達障がい」	小針青山公民館	19
	10	発達障がいへの理解を広げるための「しゃべり場」	岩室地区公民館	19
第5章の5 同和問題	1	インターネットモニタリング事業(再掲)	広聴相談課	20
	2	「新潟市ミニ人権展」への協力	歴史文化課	20
	3	人権教育研修会(再掲)	生涯学習センター	20
	4	新潟市同和教育研究協議会(再掲)	学校支援課	20
	5	新潟県同和教育研究協議会「研究集会」参加(再掲)	学校支援課	20
	6	教職員同和教育研修会(再掲)	学校支援課	20
第5章の6 外国籍市民等	1	災害時における在住外国人支援	国際課	21
	2	留学生の支援	国際課	21
	3	在住外国人および留学生の支援(再掲)	(公財)新潟市国際交流協会	21
第5章の7 HIV感染者・ハンセン病患者等	1	健康教育事業	保健所保健管理課	22
	2	世界エイズデー2020	保健所保健管理課	22
	3	HIV検査普及週間	保健所保健管理課	22
	4	HIV検査・相談	保健所保健管理課	22
	5	ハンセン病募金事業	保健所保健管理課	22
	6	ハンセン病療養所への訪問事業	保健所保健管理課	22
	7	啓発パネルの展示事業	保健所保健管理課	22
第5章の8 新潟水俣病被害者	1	新潟水俣病市民講座	保健衛生総務課	23
	2	新潟水俣病展	保健衛生総務課	23
	3	新潟水俣病職員研修	保健衛生総務課	23
	4	環境学習	保健衛生総務課	23
第5章の9 北朝鮮当局による拉致被害者	1	拉致問題解決に向けた啓発事業	防災課	24
第5章の10 性的マイノリティ	1	性的マイノリティ支援事業(再掲)	男女共同参画課	25
第5章の11 さまざまな人権問題	1	犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議	市民生活課安心・安全推進室	26
	2	市職員等を対象とした犯罪被害者等支援研修	市民生活課安心・安全推進室	26
	3	人権啓発活動地方委託事業「戦争と平和展」	岩室地区公民館	26
第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて	1	新潟市人権教育・啓発推進委員会	広聴相談課	27
	2	新潟市人権教育・啓発庁内推進会議	広聴相談課	27
	3	新潟市同和教育研究協議会(再掲)	学校支援課	27
主な用語の解説				28

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の1 (1) 市職員に対する人権教育・啓発	1	職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。 研修などの機会を十分に活用して、すべての職員の間で「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報を適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。また、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視して研修を行います。「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。	人権啓発物品の作成・配布	人権啓発クリアファイルを作成し、配布することで人権啓発を図る。	人権啓発クリアファイルを作成し、そこに人権啓発冊子等を入れ、人権啓発イベントや人権研修の場で配布し、啓発を図る。 作成部数:3,000部	158	・人権啓発冊子単体で配布するよりも、クリアファイルに入れると、持ち帰ってもらえることが多い。 ・クリアファイルを繰り返し使ってもらうことで、継続して人権啓発の役割を果たしている。	広聴相談課
	2		人権啓発リーフレット及び啓発冊子の作成・配布	人権啓発リーフレット及び啓発冊子の作成し、配布することで人権啓発を図る。	人権啓発リーフレットや啓発冊子を作成し、人権啓発イベントや人権研修の場で配布し、啓発を図る。 ポケットブック「インターネットと人権」 1,000部 リーフレット「人権相談案内～スマイル」 2,000部 周知チラシ「部落差別解消推進法」 1,200部	121	・人権啓発イベントや人権研修の場で配布することで、関心を持った人から持ち帰ってもらえ、目を通してもらえる。 ・研修など配布冊子の説明が可能な場では、重要なポイント等の説明を加えるので、より理解を深めてもらえる。	広聴相談課
	3		新潟市人権教育・啓発推進計画冊子作成・配布	令和2年3月に2回目の改訂を終えた、新潟市人権教育・啓発推進計画の本冊及び概要版を印刷し、職員研修や市民啓発に活用する。	作成部数 本冊 400部 概要版 3,000部	597	・関係する部署及び市職員から新潟市の人権教育・啓発の施策の方向性を確認してもらう。 ・広く市民に広報し、本市の人権教育・啓発の方向性を知ってもらう。	広聴相談課
	4		人事・採用担当職員対象人権研修	人事・採用担当職員を対象に公正採用選考等の人権研修を行い人権意識を高める。	【人事・採用担当職員対象人権研修】 開催日:令和2年4月下旬予定 対象:各部署の人事・採用担当職員 内容:人権問題の正しい理解と認識のもとで、公正な採用選考の実施について考える。 受講者数:20名程度	0	・人事、採用担当職員を対象に人権研修を行い、人権意識を高め、公正採用選考につなげる。	広聴相談課
	5		外部研修参加	人権啓発団体や運動団体が主催する人権研修に職員を派遣する。	人権啓発推進講座や部落解放県研究会等の人権啓発を担当する広聴相談課市職員を派遣するとともに、庁内職員にも参加を促す。	334	・人権研修を通じて「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」を再認識し、日常の業務に活かす。	広聴相談課
	6		窓口職員人権研修	窓口担当職員を対象に人権研修を行い、人権意識を高める。	【窓口職員人権研修】 開催日:①令和2年10月午前 ②令和2年10月午後 対象:市各部署窓口担当職員及び 公用請求担当職員 内容:「人権を尊重した窓口対応のために」	18	・窓口業務や公用請求事務に従事する職員を対象に、新潟県人権・同和センターから講師を招き、人権研修を開催。差別問題など具体的事例をもとにした研修内容により、職員の人権に対する知識と理解を深め、実務への実践につなげる。	市民生活課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の1 (1) 市職員に対する人権教育・啓発	7	職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。 研修などの機会を十分に活用して、すべての職員の間「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報を適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。また、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視して研修を行います。「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。	市職員に対する人権関係の意識啓発講座	新任職員、一般職員、係長、管理職向けの研修を通して、人権への意識啓発を図る。	階層別研修 ①開催日②内容(講師) 【新任職員】 ①未定 ②拉致問題について(庁内講師)、障がいに配慮した市民対応(視覚障がい者団体)、共生社会づくりの取り組み(庁内講師) 【一般職員(概ね採用3～5年目)】 ①未定 ②人権講座(庁内講師) 【新任係長】 ①令和2年7月末(予定) ②同和問題、新潟水俣病、LGBT等(庁内講師) 【新任課長補佐】 ①令和2年8月(予定) ②男女共同参画(庁内講師) 【新任課長】 ①令和2年8月予定 ②障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領について(庁内講師)、人権問題について(庁内講師)	8	・職位別に行う研修で、定期的にも人権に関する内容を取り扱うことで、市職員としての人権意識の醸成と定着を図る。	人事課
	8		人権教育研修会	市民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会の実現のため、研修会を通じて職員が人権問題や同和問題に関心をもち、理解と認識を深めることで、市民のよき相談役・パートナーとしての資質向上を図る。	開催日 令和3年2月8日(月) 時間 14:00～15:30 会場 江南区文化会館音楽演劇ホール 講師 藤本晃嗣(敬和学園大学人文学部准教授) 参加予定人数 180人	27	・職員一人一人が人権問題・同和問題に関心をもち、理解と認識を深め、市民の良き相談役・パートナーとして、人権意識の高い職員の資質向上が図れる。	生涯学習センター
	9		江南区・秋葉区合同人権研修会	あらゆる場面で人権尊重の視点を持ち、自ら考え行動できるよう職員資質のさらなる向上を図る。	開催日 令和3年1月又は2月 会場 令和2年度は江南区役所(秋葉区と交互に実施) 参加予定 受講希望者 約40人	0	・人権研修を通じて「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」を再認識し、日常の業務に活かす。	江南区 地域総務課 秋葉区 地域総務課
	10		西区新規・異動職員研修(人権研修)	あらゆる場面で人権尊重の視点を持ち、自ら考え行動できるよう職員資質のさらなる向上を図る。	開催日 令和2年6月又は7月 会場 西区役所内 参加予定 新規採用者・異動による転入者 約40人	0	・人権研修を通じて「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」を再認識し、日常の業務に活かす。	西区総務課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の1 (2) 地域社会における人権教育・啓発の推進	1 再掲	人権に関するイベントの市報やホームページへの掲載、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会を一層充実させ、女性や子ども、高齢者、障がい者など分野別の人権問題はもとより、インターネットによる人権侵害などについても広報し、市民の間に「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。	人権啓発物品の作成・配布	人権啓発クリアファイルを作成し、配布することで人権啓発を図る。	人権啓発クリアファイルを作成し、そこに人権啓発冊子等を入れ、人権啓発イベントや人権研修の場で配布し、啓発を図る。 作成部数:3,000部	158	・人権啓発冊子単体で配布するよりも、クリアファイルに入れると、持ち帰ってもらえることが多い。 ・クリアファイルを繰り返し使ってもらうことで、継続して人権啓発の役割を果たしている。	広聴相談課
	2 再掲		人権啓発リーフレット及び啓発冊子の作成・配布	人権啓発リーフレット及び啓発冊子の作成し、配布することで人権啓発を図る。	人権啓発リーフレットや啓発冊子を作成し、人権啓発イベントや人権研修の場で配布し、啓発を図る。 ポケットブック「インターネットと人権」 1,000部 リーフレット「人権相談案内～スマイル」 2,000部 周知チラシ「部落差別解消推進法」 1,200部	121	・人権啓発イベントや人権研修の場で配布することで、関心を持った人から持ち帰ってもらえ、目を通してもらえる。 ・研修など配布冊子の説明が可能な場では、重要なポイント等の説明を加えるので、より理解を深めてもらえる。	広聴相談課
	3 再掲		新潟市人権教育・啓発推進計画冊子作成・配布	令和2年3月に2回目の改訂を終えた、新潟市人権教育・啓発推進計画の本冊及び概要版を印刷し、職員研修や市民啓発に活用する。	作成部数 本冊 400部 概要版 3,000部	597	・関係する部署及び市職員から新潟市の人権教育・啓発の施策の方向性を確認してもらう。 ・広く市民に広報し、本市の人権教育・啓発の方向性を知ってもらう。	広聴相談課
	4		高齢者の消費者被害の防止に向けた取り組み	高齢者の消費者被害の防止に取り組む。	・高齢者向け市政さわやかトーク宅配便を実施 ・関東甲信越の1都9県及び6政令市共同で高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施 ・新潟市消費者安全確保地域協議会で、持続可能な見守りネットワークの構築を検討 ・地域包括支援センターと協働した見守りネットワークモデル事業を実施	1199	・特殊詐欺や悪質商法などの情報を提供することにより、消費者被害の未然防止が期待される。 ・地域包括支援センターと連携することにより、消費生活センターへの消費生活相談の掘り起こしが期待される。	消費生活センター
	5		若者の消費者被害の防止に向けた取り組み	若者の消費者被害の防止に取り組む。	・関東甲信越の1都9県及び6政令市共同で、若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施 ・18歳以上の学生、若年成人への消費者教育の実施 ・成年年齢引き下げを見据えた中学校・高校での消費者教育の実施	消費生活センター		
	6-68		(該当事業が多数かつ他の施策分野と重複するため一括記載) 他の施策分野の中で実施している人権啓発イベント、人権講演会、人権講座	あらゆる市民が暮らしの中にある身近な人権問題を理解して、家庭や学校、職場、地域において人権尊重の意識を育み、人権意識に根ざした日常行動が自然にできることを目的とする。	分野別人権施策所管部署による事業 該当区役所による事業 該当公民館による事業 合計 63事業	—	—	分野別人権施策所管部署 該当区役所 該当公民館

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の1 (3) 学校における 人権教育の 推進	1	<p>学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。</p> <p>学校における人権教育では、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。さらに、学校において児童生徒、教職員の間に「人権文化」を育み、定着させるため、一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。</p>	人権イラスト展	市内小学4年生を対象に、「人権の大切さ」をテーマにイラスト作品を募集するもの。入賞作品は市内施設で展示し、広く市民から鑑賞してもらい、人権への関心を高めてもらう。	<p>応募期間: R2.6.11(木)～R2.9.8(火) 入賞作品数: 金賞1、銀賞3、銅賞6、奨励賞40</p> <p>入賞作品展示状況: ①新潟市民プラザ R2.12.5(土) ②東区役所 R2.12.8(火)～12.21(月) ③新津地域交流センター R2.12.23(水)～R3.1.5(火) ④新潟市中央図書館 R3.1.7(木)～2.2(火) ⑤西新潟市民会館 R3.2.4(木)～2.11(木) ⑥白根学習館 R3.2.13(土)～2.25(木)</p>	1,122	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はH20年度から開始し、R2年度で13回目の開催となる。 ・教育委員会、新潟市同和教育研究協議会、新潟地方方法務局、人権擁護委員協議会などとの連携と協力のもと実施され、年々連携が強化されている。 ・作品を描く児童だけでなく、指導する先生や保護者、作品を鑑賞する市民が人権を考えるきっかけづくりとなっている。 ・入賞作品展示会場では、人権啓発の展示や冊子を配布して啓発につなげる。 	広聴相談課
	2	<p>また、教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要ことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。</p> <p>就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。</p>	保育園職員に対する人権関係の意識啓発講座	保育園職員向けの研修を通して、人権への意識啓発を図る。	<p>市立保育園新任主任保育士研修</p> <p>①開催日: 令和2年7月13日 ②講座名: 人権を大切に作る保育職場を目指す(庁内講師)</p>	0	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に対する正しい理解と認識を深め、主任保育士の職務に活かす。 	保育課
	3		人権講演会	・高校生及び保護者の方々に生き抜く力を培ってもらう。	<p>実施日: 令和2年11月18日 会場: 新潟県立豊栄高等学校 講師: 未定 演題: 未定</p>	23	<ul style="list-style-type: none"> ・講師自身の経験に基づく人権問題について生の声を聴くことにより生徒が理解を深めると同時に行動意識を高めるきっかけにする。 	北区 区民生活課
	4		中学生を対象とした人権講話	中学生が人権問題について気付き、考える機会を提供することを目的とする。	<p>開催日: 令和2年6月～7月 会場: 秋葉区内6中学校 内容: 人権に関する講話 講師: 外部講師 参加予定人数: 延1、700人</p>	61	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生に人権が身近な問題であることに気付いてもらい、考えてもらう機会になる。 ・人権作文コンテストへの応募の動機付けとなる。 	秋葉区 区民生活課
	5		あきは未来フォーラム(秋葉区青少年健全育成・人権啓発・安心安全社会推進大会)	子どもの人権について考える機会を提供することを目的とする。	<p>開催日: 令和2年11月14日(土) 会場: 秋葉文化会館 内容: 人権に関する講演会・啓発物品の配布 講師: 未定 参加予定人数: 200人</p>	100	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する講演や啓発物品の配布、活動状況をお知らせすることで、さまざまな人権問題があることを知ってもらう。 ・秋葉区青少年育成協議会、保護司会秋葉支部との共催で、多くの参加が期待され、人権への関心の向上につながる。 	秋葉区 区民生活課
	6		中学生を対象とした人権講話	中学生から人権について理解を深めてもらうことを目的に実施する。	<p>開催日: 未定 会場: 新潟市南区内中学校2校 対象: 中学生、保護者 内容: 人権に関する講話 講師: 未定(外部講師)</p>	30	<ul style="list-style-type: none"> ・他人に対する思いやりや、いたわりの気持ちなど、人権意識が希薄になりがちであるが、講話により生徒に人権意識を持ってもらうことができる。 	南区 区民生活課
	7		人権啓発講演会	中学生徒及び一般市民を対象に、人権について考える機会を提供することを目的とする。	<p>開催日及び会場: ①令和2年10月24日(土) 市立巻西中学校 ②令和2年10月28日(水) 市立潟東中学校 対象: 中学校1～3年生及び一般市民 内容: 人権講演会及び人権擁護委員活動紹介 講師: フリーアナウンサー 遠藤麻理さん 参加予定人数: 450人</p>	100	<ul style="list-style-type: none"> ・講演を通して人権について関心を持ち、自己の行動を見つめ直し、今後について考える機会となる。 ・人それぞれの個性を認め合うことで偏見や差別をなくし、自他の命と心を大切にしている心情・態度がとれるようになる。 	西蒲区 区民生活課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の1 (3) 学校における 人権教育の 推進	8	<p>学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。</p> <p>学校における人権教育では、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。さらに、学校において児童生徒、教職員の間「人権文化」を育み、定着させるため、一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。</p>	人権教育、同和教育担当者研修	市立学校・園の人権教育、同和教育担当者を対象に、人権教育、同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	<p>開催日:令和2年11月20日(金)</p> <p>会場:秋葉区役所</p> <p>対象:学番奇数番の中学校区の市立学校・園の担当者</p> <p>内容:人権教育、同和教育の情報共有、年間指導計画等の検討</p>	0	・人権教育、同和教育の今日的課題等を学ぶとともに中学校区で指導計画を共通理解をすることで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識が深まり、各校・園の人権教育、同和教育の連続性が推進される。	学校支援課
	9	<p>また、教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。</p>	情報モラル指導	各学校・園の教員に、情報モラル教育について研修をする機会を提供することを目的とする。	<p>開催日:令和2年10月2日(金)</p> <p>会場:新潟市立総合教育センター</p> <p>対象:市立学校・園の教員</p> <p>内容:講義「小・中学校におけるインターネット利用の実態と課題、その対応の実際」 演習「自校の課題と対応」</p> <p>講師:総合教育センター指導主事</p>	0	・情報教育に精通した講師からの情報提供で、ネットトラブル等の現状や「情報モラル教育」の重要性について理解を深めることができ、学んだことを校・園内で生かし、広げていける。	学校支援課
	10	<p>また、教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。</p>	新潟市同和教育研究協議会	部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研修、啓発及び実践を推進する。	<p>【管理職研修会】</p> <p>開催日時:令和3年2月8日(月) 14:00~15:30</p> <p>会場:江南区文化会館音楽演劇ホール</p> <p>講師:藤本晃嗣(敬和学園大学人文学部准教授)</p> <p>参加予定人数:180人</p> <p>※生涯学習センターの事業に共催</p> <p>【レポート検討会】</p> <p>市内の小中学校、中学校、幼稚園、高等学校での人権教育、同和教育に関する実践をレポートにまとめ、その内容を検討する。</p> <p>回数 随時</p>	0	・学校長をはじめとする教職員が、人権問題・同和教育に関心をもち、理解と認識を深め、勤務校での授業実践の改善や教職員の資質向上が図れる。	学校支援課
	11	<p>学校関係職員の研修では、学校長・園長等の研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権教育、同和教育のあり方を考える機会とするとともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。</p>	新潟県同和教育研究協議会「研究集会」参加	学校教職員の人権教育、同和教育の研修を目的とする。	<p>新潟県同和教育研究協議会共催の第28回研究集会(第72回全国人権同和教育研究大会)に参加。</p> <p>期日:令和2年10月31日(土)、11月1日(日)</p> <p>会場:上越市</p> <p>対象:市立全学校・園の管理職等</p> <p>内容:①講演会 ②分科会による講座</p>	1,065	・差別の現実に学びつつ、かかわる同和教育を進める上で必要となる事柄について、全県的な視野から研修することのできるよい機会となる。 ・基調提案や講演会、具体的な実践事例などの最新情報に触れることで、教職員の人権感覚がより一層磨かれる。	学校支援課

【 分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の1 (3) 学校における 人権教育の 推進	12	<p>学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。</p> <p>学校における人権教育では、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。さらに、学校において児童生徒、教職員の間に「人権文化」を育み、定着させるため、一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。</p> <p>また、教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。</p> <p>就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。</p> <p>学校関係職員の研修では、学校長・園長等の研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権教育、同和教育のあり方を考える機会とするとともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。</p>	教職員同和教育研修会	学校教職員の同和問題についての理解を進め、事項の同和教育の実践に生かすことを目的とする。	開催日:令和2年6月25日(木) 令和2年12月15日(火) 会場:北区文化会館、秋葉区文化会館 対象:市立全学校・園の教職員 内容:新潟県人権・同和センター主催の越佐にんげん学校への参加。	5	・同和問題等の専門家からの講演を聴く研修会は、教職員の人権感覚を磨き、教育実践の方法を考える上で大変役立つ。	学校支援課
	13		教職員の経験年数に応じた人権教育、同和教育研修会	初任者、中堅研修対象者に、人権教育、同和教育の基礎・基本や今日的課題等に関する研修を目的とする。	①対象:市立学校・園の中堅研修受講教員 開催日:令和2年7月31日(金) 会場:新潟市立総合教育センター 内容:講義「新潟市の人権教育、同和教育」 講師:学校支援課指導主事 ②対象:市立学校・園の初任者研修受講教員 開催日:令和2年12月25日(金) 会場:新潟市立総合教育センター 内容:講義「人権教育、同和教育の基礎・基本」 講師:学校支援課指導主事	0	・人権教育、同和教育の基礎・基本や今日的課題等を学ぶことで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識が深まり、日常の人権教育、同和教育の実践に生かされる。	学校支援課
	14		現地研修	同和問題と関わってきた地域を訪問し、同和問題の歴史や今日的課題等に関する研修を目的とする。	対象:希望する市立学校園教職員 会場:新発田市隣保館 講師:隣保館職員	0	・同和問題の歴史や今日的課題等を学ぶことで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識が深まり、日常の人権教育、同和教育の実践に生かされる。	学校支援課
	15		外部講師派遣事業	人権教育、同和教育の校内研修会に、人権問題、同和問題解消に向けて取り組んできた方を講師として派遣し、学校教職員の人権教育、同和教育の意識を高めることを目的とする。	対象:学番奇数番の中学校区の市立学校・園の希望する学校 10校 内容:人権教育、同和教育に関わる講演等	126	・人権問題、同和問題解消に向けて取り組んできた方から学ぶことで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識が深まり、日常の人権教育、同和教育の実践に生かされる。	学校支援課
	16		人権教育、同和教育研修 要請訪問	各学校(中学校区)の人権教育、同和教育の研修会に教育委員会職員を講師として派遣することで、人権教育、同和教育に関する実践的な力を高めることを目的とする。	対象:希望する市立学校園教職員 実施時期:随時 講師:学校支援課指導主事	0	・人権教育、同和教育の今日的課題等を学ぶことで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識が深まり、日常の人権教育、同和教育の実践に生かされる。	学校支援課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の1 (4) 生涯学習における人権教育・啓発の支援	1	人権にかかる講座や講演会の開催、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、引き続き地域に密着した人権教育・啓発活動を進めます。	研修・講演・講師紹介ガイド	市民の多様な学習活動や地域課題等の解決を支援するため、講師・指導者等に関する情報を提供する。	研修・講演・講師紹介ガイドを作成し、関係機関等に配付するとともに、ボランティアによる生涯学習相談で活用する。 配付先 行政機関、公民館、図書館、学校等 掲載内容 活動分野・分類毎にまとめ、人権教育に関する講師・指導者も掲載	180	・講師・指導者の紹介を通して、市民や地域による人権に関する学習活動を支援できる。	生涯学習センター
	2-33		(該当事業が多数かつ他の施策分野と重複するため一括記載) 他の施策分野の中で実施している人権講座	日常生活の中で市民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会を実現し、市民が自ら人権について学ぶ機会を提供する。	該当公民館による事業 合計 31事業	—	—	該当公民館

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の1 (5) 民間団体における人権教育・啓発の支援	1	民間団体の自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、一人ひとりの人権が尊重され、「人権文化」を育み、定着される地域社会に向けて、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。	市民活動支援センターの管理運営	市民が公益的な活動を行うための活動拠点として設置した市民活動支援センターを通じて、市民公益活動を支援する。	【施設概要】 <input type="checkbox"/> 場所 新潟市中央区西堀前通6番町894-1 (西堀6番館ビル 3F) <input type="checkbox"/> 開館時間 9:00~22:00(土日休日は18:00まで) ※12/29~1/3休館 【業務】 <input type="checkbox"/> 情報収集・発信 ニコトプレスの発行(年4回)、ホームページの運営 <input type="checkbox"/> 団体の交流支援 キッズフェスタの開催等、市民と市民活動団体との交流の場の提供) <input type="checkbox"/> 相談対応 団体の運営、法人化、法人運営等の相談に対応 <input type="checkbox"/> 各種講座の開催 団体運営に係る各種講座の開催(スキルアップ講座) <input type="checkbox"/> 打合せ、作業、事務所スペースなど、様々な場の提供 ミーティングスペース、印刷・紙折・裁断等の作業スペース、貸事務所	28,739	・活動・交流の場としての利用や、窓口での相談対応、各種講座の開催、団体の交流支援や団体間の中間支援等などによる、市民公益活動のさらなる活発化。	市民協働課
第4章の1 (6) 企業における人権教育・啓発の支援	1	企業において応募者の適性・能力のみを基準として行う公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。	賃金労働時間等実態調査	市内事業所における労働者の労働条件等の実態について調査し、労使関係の安定化に寄与するとともに、労働行政の基礎資料とする。 また、市ホームページでの公表、研究教育機関等に配布し、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備に向けた啓発を図る。	【調査の内容】 対象:常用労働者を10人以上雇用している市内事業所から無作為に2,000事業所を抽出。 基準日:毎年7月31日現在 調査結果の公表	560	・本調査を通して、労働者の環境や実態を明らかにし、労使関係の安定化に寄与する。 ・労働行政における基礎資料とする。	雇用政策課
第4章の1 (7) インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進	1	表現の自由やプライバシー、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任において正しく使ってもらうため人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害の事実の早期発見に努め、それを確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などと連携を図りながら対応します。 また、学校においては、パソコンやインターネットを中心に情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上を目指した教育の充実にも努めます。	インターネットモニタリング事業	部落差別解消推進法をうまえ、インターネット上の所定のサイト等を検索して、同和問題に関して、個人の名誉を侵害したり、差別を助長したりするような書き込みの早期発見を図る。	週1回、1時間程度、対象サイトにおいて特定のキーワードで検索を実施。 同和問題に関して、個人の名誉を侵害したり、差別を助長するおそれのある情報を抽出し、法務局に情報提供のうえ、削除の依頼などを行う。 テスト運用のうえ、年内に本格稼働を目指す。	0	・インターネット上の、個人の名誉を侵害したり、差別を助長したりするような書き込みを発見し、対応できる。	広聴相談課
	2 再掲		情報モラル指導	各学校・園の教員に、情報モラル教育について研修をする機会を提供することを目的とする。	開催日:令和2年10月2日(金) 会場:新潟市立総合教育センター 対象:市立学校・園の教員 内容:講義「小・中学校におけるインターネット利用の実態と課題、その対応の実際」 演習「自校の課題と対応」 講師:総合教育センター指導主事	0	・情報教育に精通した講師からの情報提供で、ネットトラブル等の現状や「情報モラル教育」の重要性について理解を深めることができ、学んだことを校・園内で生かし、広げていける。	学校支援課
	5		人権啓発活動地方委託事業「SNS社会に生きる若者たち」(仮)	SNS社会の中で生きる若者たちの人権を守るために何が出来るのかを考える機会を提供する。	石山地区公民館 開催日:令和2年11月中旬 対象:一般市民	26	・SNSの普及に伴い増大するトラブルから子どもたちを守るために、保護者や地域の大人ができることを考えると、他人の人権を侵害しないための気づきを学ぶ。	石山地区公民館

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の2 人権救済の ための相談 制度の充実 等	1	各種相談に対応できる相談体制の充実を図り、相談窓口の周知を図ります。 また、関係機関、NGO/NPOや関係団体との連携に努めます。 救済制度の充実に努めます。	市民相談事業	暮らしの中で起きる民事問題解決に向けたきっかけとなる相談の場を設け、市民生活の安心と安定を図る。	【相談員による相談】 相続や離婚などの一般的な相談 月～金、第2・4日の午前9時～午後4時 【人権擁護委員による人権相談】 家庭内、近隣間のもめ事、いじめなどの相談 第2・4木曜の午前10時～12時、午後13時～15時 【弁護士相談】 広聴相談課及び各区で実施 要予約 【その他専門家相談】 司法書士相談、行政書士相談、公証人相談、税理士相談などの専門家相談 要予約	5,936	・暮らしの中で起きる民事問題解決に向けたきっかけとなる相談の場を設け、市民生活の安心と安定を図ります。	広聴相談課
	2		消費生活相談事業	情報の質・量や交渉力に格差がある消費者と事業者間で生じた契約上のトラブルについて、消費者からの相談に応じ、消費者被害の救済、防止を図ります。	【消費生活相談受付時間】 日～金の午前9時～午後4時30分 【多重債務相談受付時間】 月～金、第2・4日の午前9時～午後4時 【センター休業日】 土曜、祝日、年末年始、西堀ローサ休館日。他に臨時休業する場合あり	24,589	・消費生活相談により、市民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことに寄与します。	消費生活センター
	3		相談体制の充実	女性に対する暴力や心とからだの悩みなどについて、電話・面接による相談事業を実施し、解消することを目的とする。 男性に対して、ジェンダーに由来する様々な悩みや不安を抱える男性が、相談者とともに解決への糸口を探し、自分を大切に生きる生き方を考えるための支援を目的とする。	【こころの相談】 ■面接相談 開設日:火・水・木・土曜 午前10時～午後5時30分 会場:アルザにいがた相談室 ■電話相談 開設日:金曜 午後2時～午後8時 水・日曜 午前10時～午後4時 会場:アルザにいがた相談室 ※祝・休日、第4月曜が祝・休日の場合の火曜、12月29日～1月3日は休み 【女性のこころとからだ専門相談】 面接日:毎月第2水曜日午後2時～午後5時 会場:新潟大学医学部保健学科 ※祝・休日、12月29日～1月3日は休み 【男性電話相談】 開設日:毎月第4火曜 午後6時30分～午後9時	4,382	・男女共同参画の視点に立った相談を実施し、相談者の問題の解決に向けてサポートを行う。	男女共同参画課
	4		配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実を図ることを目的とする。	配偶者等からの暴力(DV)に関する専門の相談支援窓口として、相談体制を充実させるとともにDV被害者への総合的な支援に向け関係機関と連携する。また、DVに関する正しい理解を広め、DVを容認しない社会づくりに努める。	10,325	①相談体制の充実 ②DV被害者の保護体制と自立支援の充実 ③関係機関や民間支援団体との連携の強化 ④DVを容認しない社会づくりの推進	男女共同参画課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第4章の2 人権救済の ための相談 制度の充実 等	5	各種相談に対応できる相談体制の充実を図り、相談窓口の周知を図ります。 また、関係機関、NGO/NPOや関係団体との連携に努めます。 救済制度の充実に努めます。	性的マイノリティ支援事業	性的マイノリティに対する差別や偏見を無くし、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指す。	○LGBT市民スピーカー養成講座 性の多様性について講演のできる人材を養成し、学校や企業団体などの希望に応じて講師を派遣する。 ○啓発事業 当事者の生きづらさを軽減し、性的マイノリティについて市民の理解を深めるため、以下の事業を実施。 ・啓発パンフレットの作成、配布 ・DVD上映会や講演会の開催 ・理解者や支援者であることを示すグッズの作成、配布 ○電話相談 当事者や当事者かもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方などからの相談に応じる。	1,600	・当事者の生きづらさを軽減するほか、家族や学校、職場、地域などで当事者への理解が深まり、多様性を認める社会づくりに寄与する。	男女共同参画課
	6		在住外国人および留学生の支援 (公益財団法人新潟市国際交流協会事業)	在住外国人と留学生の生活を支援することで多文化共生のまちづくりにつなげる。	日本語教室 日本語教育講座 外国にルーツをもつ児童・生徒のための学習支援 外国語による相談窓口 留学生国民健康保険料助成	5,690	・日本での暮らしに不可欠な日本語の習得を支援するとともに、日本語が不自由な児童・生徒の学習支援や外国語による相談の受付、留学生への国保料助成金の支給を通じ、在住外国人や留学生の生活を支援する。	公益財団法人新潟市国際交流協会

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の1 女性	1	職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりがいきいきと個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、「女性がいきいきと働けるまち」を目指し、環境の整備と支援を進めていきます。 また、増加するDV相談には各種相談機関が連携し、適切な自立支援を行うほか、早期に適切な支援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。	男女共同参画啓発事業	市民・事業者・市民団体や庁内外の関係機関と連携し、条例や行動計画に基づき啓発を進め、男女共同参画社会を実現することを目的とする。	市民・事業者・市民団体や庁内外の関係機関と連携し、条例や行動計画に基づき啓発を進める。 ・区配置の男女共同参画地域推進員による啓発事業 ・デートDV防止セミナーの開催 ・行動計画の進行管理	2,974	・区役所や各区の男女共同参画地域推進員などと協働・連携し事業を行うことで、男女共同参画について広く啓発が図れる。 ・多くの高校や大学などでデートDV防止セミナーを開催することで、若い世代からのDV防止に向けた啓発が図れる。	男女共同参画課
	2		仕事と生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進と、性別による固定的役割分担意識の解消を図る。	仕事と子育て・介護との両立など悩みを抱えている人の不安を解消するため、男女がそのライフステージにおいて、それぞれの置かれた状況に応じた多様で柔軟な生き方・働き方ができ、家庭・職場・地域でその能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。 ◎男性の育児休業取得促進事業奨励金 育児休業を取得した男性労働者及びその事業主に対して育児休業取得奨励金を支給する。 【支給対象者・支給額】 育児休業を取得した男性労働者(1か月未満) 10万円 育児休業を取得した男性労働者(1か月以上) 20万円 対象労働者を雇用する事業主 30万円(1回限り) ◎男性の家庭活躍推進のための事業 ◎女性活躍応援事業 【新潟市WLB・女性活躍推進協議会】 経済界・労働団体・行政で組織し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進を図る。 年2回開催 【にいがた女性おうえんウィーク】 女性活躍推進のため、企業向けや働きたい女性などを対象にセミナーや交流会を開催。	7,585	・これらの事業を通じ、ワーク・ライフ・バランスの推進について市民だけではなく企業にも働きかけることにより、根強く残っている性別による役割分担意識の解消と男性中心型労働慣行の改革に寄与する。	男女共同参画課
	3		男女共同参画推進センター	男女共同参画推進センターにおいて、啓発や人材育成のための各種講座を開催し、また、男女共同参画に関するさまざまな情報を提供する情報図書室の運営を行い、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。	【子育て支援講座】 ※7月17日(予定) 【女性の生き方講座①】 ※10月頃(予定) 【女性の生き方講座②】 ※2月頃(予定) 【女性の起業を支援する講座】 ※1月頃(予定) 【男性の生き方講座(子育て期)】 ※開催日未定 【カウンセリング講座】 ※11月頃(予定) 【ジェンダーで社会を考える講座】 ※12月頃(予定) 【女性の再就職支援講座】 ※開催日未定 【男女共同参画講座】 ※9月頃(予定) 【相談に携わる方のための講座】 ※9月12日(予定) 【社会参画を目指すための講座】 ※開催日未定 【情報図書室】 開室日:月～金曜 午前10時～午後5時30分 休室日:土曜、日曜、休日、第1水曜、第4月曜(第4月曜が休日の場合翌日も) 年末年始(12月29日～1月3日) 蔵書点検期間	9,458	男女共同参画推進の拠点施設として、性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現について考え行動に結びつける講座の実施や、男女共同参画に関する図書や情報を提供し、男女共同参画を推進する。	男女共同参画課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の1 女性	4 再掲	職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりがいきいきと個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、「女性がいきいきと働けるまち」を目指し、環境の整備と支援を進めていきます。 また、増加するDV相談には各種相談機関が連携し、適切な自立支援を行うほか、早期に適切な支援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。	相談体制の充実	女性に対する暴力や心とからだの悩みなどについて、電話・面接による相談事業を実施し、解消することを目的とする。 男性に対して、ジェンダーに由来する様々な悩みや不安を抱える男性が、相談者とともに解決への糸口を探し、自分を大切に生きる生き方を考えるための支援を目的とする。	【こころの相談】 ■面接相談 開設日:火・水・木・土曜 午前10時～午後5時30分 会場:アルザにいがた相談室 ■電話相談 開設日:金曜 午後2時～午後8時 水・日曜 午前10時～午後4時 会場:アルザにいがた相談室 ※祝・休日、第4月曜が祝・休日の場合の火曜、12月29日～1月3日は休み 【女性のこころとからだ専門相談】 面接日:毎月第2水曜日午後2時～午後5時 会場:新潟大学医学部保健学科 ※祝・休日、12月29日～1月3日は休み 【男性電話相談】 開設日:毎月第4火曜 午後6時30分～午後9時	4,382	・男女共同参画の視点に立った相談を実施し、相談者の問題の解決に向けてサポートを行う。	男女共同参画課
	5		アルザフォーラム	市と市民による実行委員会の主催により、男女共同参画について広く啓発する講演会や、様々な課題に取り組む市民団体によるワークショップなどを「アルザにいがた」を主会場として開催し、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。	※開催は、11月14(土)～22日(日)の予定	1,400	・これまで「アルザにいがた」を利用したことのない層に対してもアプローチし、男女共同参画について広く啓発することができる。	男女共同参画課
	6 再掲		配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実を図ることを目的とする。	配偶者等からの暴力(DV)に関する専門の相談支援窓口として、相談体制を充実させるとともにDV被害者への総合的な支援に向け関係機関と連携する。また、DVに関する正しい理解を広め、DVを容認しない社会づくりに努める。	10,325	①相談体制の充実 ②DV被害者の保護体制と自立支援の充実 ③関係機関や民間支援団体との連携の強化 ④DVを容認しない社会づくりの推進	男女共同参画課
	7		女性緊急一時保護等事業費補助金	DV被害者の支援を目的とする。	配偶者等からの暴力(DV)を逃れるための緊急一時保護事業や自立支援を行う民間団体の保護施設運営費に対して補助を行う「女性緊急一時保護等事業費補助金」を支給。	1,100	・民間団体が行う支援活動を援助し連携することにより、被害者の支援の充実につながる。	男女共同参画課
	8		配偶者被害者支援事業費補助金	民間支援団体の基盤強化とDV被害者支援の更なる充実を図るとともに、地域社会におけるセーフティネット機能の強化を図ることを目的とする	民間エンターでの先進的な「受入体制整備事業」「専門的・個別的支援事業」「切れ目ない総合的支援事業」に対して補助を行う「配偶者暴力被害者等支援事業費補助金」を支給。	6,300	・民間団体が行う先進的な支援活動を援助し連携することにより、被害者の支援の充実につながる。	男女共同参画課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の1 女性	9	<p>職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりがいきいきと個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、「女性がいきいきと働けるまち」を目指し、環境の整備と支援を進めていきます。</p> <p>また、増加するDV相談には各種相談機関が連携し、適切な自立支援を行うほか、早期に適切な支援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。</p>	乳幼児家庭教育学級（ゆりかご学級）	<p>・自分の生き方や性的役割分業について考える機会を提供することを目的とする。</p> <p>・人権の視点を持つことを学び、自分の生き方や家族関係について考える機会を提供する。</p>	<p>豊栄地区公民館 開催日: 1回目…令和2年5月26日(火)・6月2日(火) 2回目…令和2年7月22日(水)・7月29日(水) 3回目…令和2年10月20日(水)・10月27日(火) 対象:乳幼児のお子さんの保護者(対象月齢あり) 内容:各回とも①「いま、親としてI」、②「いま、親としてII」 定員:各30人</p>	204	<p>・固定的性別役割分業にとらわれず、子育てができるようになる。</p> <p>・ジェンダーについて学ぶことで、パートナーや周りの協力を得ながら、一人で抱え込まない子育てを学ぶ。</p> <p>・受講生だけでなく、パートナーや次世代の子どもたちにも男女共同参画の視点や基本的人権の視点を持ってもらえることが期待できる。</p>	豊栄地区公民館
					<p>北地区公民館 開催日:令和3年2月5日(金)・2月12日(金) 対象と内容:同上 定員:15人</p>	80		北地区公民館
					<p>中地区公民館 開催日: 1回目…令和2年6月26日(金)・令和2年7月3日(金) 2回目…令和3年2月5日(金)・令和3年2月12日(金) 対象と内容:同上</p>	85		中地区公民館
					<p>石山地区公民館 開催日:10月21日(水)、10月28日(水) 対象と内容:同上 定員:30人</p>	52		石山地区公民館
					<p>中央公民館 開催日: 1回目…令和2年10月8日(木)・15日(木) 2回目…令和3年1月28日(木)・2月4日(木) 対象と内容:同上 定員:各30人</p>	138		中央公民館
					<p>鳥屋野地区公民館 開催日:令和2年度年6月30日(火)・7月7日(火) 対象と内容:同上 定員:30人</p>	69		鳥屋野地区公民館
					<p>東地区公民館 開催日:令和2年6月12日(金)・6月19日(金) 対象と内容:同上 定員:30人</p>	67		東地区公民館
					<p>関屋地区公民館 開催日:令和2年10月14日(水)、10月21日(水) 対象と内容:同上</p>	61		関屋地区公民館
					<p>亀田地区公民館 開催日: 1回目…令和2年7月2日(木)・令和2年7月9日(木) 2回目…令和3年1月28日(木)・令和3年2月4日(木) 対象と内容:同上 定員:各30人</p>	140		亀田地区公民館

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の1 女性	(9)	<p>職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりがいきいきと個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、「女性がいきいきと働けるまち」を目指し、環境の整備と支援を進めていきます。</p> <p>また、増加するDV相談には各種相談機関が連携し、適切な自立支援を行うほか、早期に適切な支援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。</p>	乳幼児家庭教育学級（ゆりかご学級）	<ul style="list-style-type: none"> 自分の生き方や性的役割分業について考える機会を提供することを目的とする。 人権の視点を持つことを学び、自分の生き方や家族関係について考える機会を提供する。 	<p>曾野木地区公民館 開催日：令和2年6月4日(木)・6月11日(木) 対象と内容：同上 定員：30人</p>	78	<ul style="list-style-type: none"> 固定的性別役割分業にとらわれず、子育てができるようになる。 ジェンダーについて学ぶことで、パートナーや周りの協力を得ながら、一人で抱え込まない子育てを学ぶ。 受講生だけでなく、パートナーや次世代の子どもたちにも男女共同参画の視点や基本的人権の視点を持ってもらえることが期待できる。 	曾野木地区公民館
					<p>横越地区公民館 開催日：令和2年10月14日(水)、10月21日(水) 対象と内容：同上 定員：30人</p>	79		横越地区公民館
					<p>新津地区公民館 開催日：令和2年5月26日(火)・6月2日(火) 対象と内容：同上 定員：30人</p>	70		新津地区公民館
					<p>白根地区公民館 開催日： 1回目…令和2年7月8日(水)・7月15日(水) 2回目…令和3年2月3日(水)・2月10日(水) 対象と内容：同上 定員：各30人</p>	140		白根地区公民館
					<p>坂井輪地区公民館 開催日： 1回目…令和2年5月22日(金)、6月5日(金) 2回目…令和2年10月23日(金)、10月30日(金) 対象と内容：同上 定員：各30人</p>	150		坂井輪地区公民館
					<p>西地区公民館 開催日：令和2年6月30日(火)・7月7日(火) 対象と内容：同上 定員：30人</p>	67		西地区公民館
					<p>黒埼地区公民館 開催日：令和2年7月1日(水)・8日(水) 対象と内容：同上 定員：30人</p>	90		黒埼地区公民館
					<p>小針青山公民館 開催日：令和3年1月29日(金)・2月5日(金) 対象と内容：同上 定員：30人</p>	67		小針青山公民館
					<p>西川地区公民館 開催期日：令和2年10月13日(火)、20日(火) 対象と内容：同上 定員：30人</p>	68		西川地区公民館
					10			女性セミナー
		女性セミナー	<p>これからの女性の生き方を考える。</p>	<p>坂井輪地区公民館 開催日：令和2年9月11日(金)～9月26日(土)全4回 対象：育児休業中の母親 20名</p>	119	<p>これまでの自分自身の生き方を振り返り、自分らしく生きるために必要な知識を得る。</p>	坂井輪地区公民館	

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の2 子ども	1 再掲	すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、豊かな人間関係のもとで自立した生活が営めるよう、地域全体で子どもと家庭を見守り支える社会の実現を目指しています。 また、子どもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、児童虐待防止推進月間の「オレンジリボンキャンペーン」などによる市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、子どもを取り巻くすべての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めます。	人権イラスト展	市内小学4年生を対象に、「人権の大切さ」をテーマにイラスト作品を募集するもの。入賞作品は市内施設で展示し、広く市民から鑑賞してもらい、人権への関心を高めてもらう。	応募期間: R2.6.11(木)～R2.9.8(火) 入賞作品数: 金賞1、銀賞3、銅賞6、奨励賞40 入賞作品展示予定: ①新潟市民プラザ R2.12.5(土) ②東区役所 R2.12.8(火)～12.21(月) ③新潟地域交流センター R2.12.23(水)～R3.1.5(火) ④新潟市中央図書館 R3.1.7(木)～2.2(火) ⑤西新潟市民会館 R3.2.4(木)～2.11(木) ⑥白根学習館 R3.2.13(土)～2.25(木)	1,122	・本事業はH20年度から開始し、R2年度で13回目の開催となる。 ・教育委員会、新潟市同和教育研究協議会、新潟県方法務局、人権擁護委員協議会などとの連携と協力のもと実施され、年々連携が強化されている。 ・作品を描く児童だけでなく、指導する先生や保護者、作品を鑑賞する市民が人権を考えるきっかけづくりとなっている。 ・入賞作品展示会場では、人権啓発の展示や冊子を配布して啓発につなげる。	広聴相談課
	2	いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。 不審者から子どもを守る活動の推進については「子ども見守り隊」をはじめとした保護者や地域住民との連携、警察及び「スクールガードリーダー」や関係機関との連携、不審者情報のメール配信などを進め、より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。 さらに、子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか、児童虐待などにより家庭での適切な養育を受けられない子どもが増加しており、社会全体で公的責任をもって養育し、保護する必要があることから、より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み、親子関係の再構築に向けた支援を行うため、里親等の家庭的養育を優先するとともに、施設養育においては小規模化・地域分散化・高機能化を進めるなど、社会的養護の充実を目指します。	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止を目的とする。	【要保護児童対策地域協議会の開催】 内容: 児童虐待防止のため、関係機関等との連携・情報交換・支援方法の協議、防止施策及び市民への啓発方法等についての協議・検討 【啓発事業の実施】 ・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)の実施 ・市報にいがたやフリーペーパー等での広報 ・オレンジリボンツリーの設置 ・公用車へのオレンジリボンマグネット貼付 ・新潟交通バス車内放送を活用した啓発 ・啓発ファイル、パンフレットの配付 ・相談・通告周知チラシの配付	3,519	・児童虐待防止のための関係機関とのネットワークの活用や研修は、関係機関の連携を深め、児童虐待の早期発見・早期対応・支援を図ることができる。 ・様々な啓発事業を実施することで、児童虐待についての市民意識の定着と相談窓口等について周知を図ることができる。	こども政策課
	3 再掲		保育園職員に対する人権関係の意識啓発講座	保育園職員向けの研修を通して、人権への意識啓発を図る。	市立保育園新任主任保育士研修(庁内講師) ①開催日: 令和2年7月13日 ②講座名: 人権を大切にする保育職場を目指す	0	・人権に対する正しい理解と認識を深め、主任保育士の職務に活かす。	保育課
	4 再掲		人権講演会	・高校生及び保護者の方々に生き抜く力を培ってもらう。	実施日: 令和2年11月18日 会場: 新潟県立豊栄高等学校 講師: 未定 演題: 未定	23	・講師自身の経験に基づく人権問題について生の声を聴くことにより生徒が理解を深めると同時に行動意識を高めるきっかけにする。	北区 区民生活課
	5 再掲		中学生を対象とした人権講話会	中学生が人権問題について気づき、考える機会を提供することを目的とする。	開催日: 令和2年6月～7月 会場: 秋葉区内6中学校 内容: 人権に関する講話 講師: 外部講師 参加予定人数: 延1,700人	61	・中学生に人権が身近な問題であることに気付いてもらい、考えてもらう機会になる。 ・人権作文コンテストへの応募の動機付けとなる。	秋葉区 区民生活課
	6 再掲		あきは未来フォーラム(秋葉区青少年健全育成・人権啓発・安心安全社会推進大会)	子どもの人権について考える機会を提供することを目的とする。	開催日: 令和2年11月14日(土) 会場: 秋葉文化会館 内容: 人権に関する講演会・啓発物品の配布 講師: 未定 参加予定人数: 200人	100	・人権に関する講演や啓発物品の配布、活動状況をお知らせすることで、さまざまな人権問題があることを知ってもらう。 ・秋葉区青少年育成協議会、保護司会秋葉支部との共催で、多くの参加が期待され、人権への関心の向上につながる。	秋葉区 区民生活課
	7 再掲		中学生を対象とした人権講話	中学生から人権について理解を深めてもらうことを目的に実施する。	開催日: 未定 会場: 新潟市南区内中学校2校 対象: 中学生、保護者 内容: 人権に関する講話 講師: 未定(外部講師)	30	・他人に対する思いやりや、いたわりの気持ちなど、人権意識が希薄になりがちであるが、講話により生徒に人権意識を持ってもらうことができる。	南区区民生活課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の2 子ども	8 再掲	すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、豊かな人間関係のもとで自立した生活が営めるよう、地域全体で子どもと家庭を見守り支える社会の実現を目指しています。 また、子どもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、児童虐待防止推進月間の「オレンジリボンキャンペーン」などによる市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、子どもを取り巻くすべての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めます。 いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組めます。 不審者から子どもを守る活動の推進については「子ども見守り隊」をはじめとした保護者や地域住民との連携、警察及び「スクールガードリーダー」や関係機関との連携、不審者情報のメール配信などを進め、より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。 さらに、子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか、児童虐待などにより家庭での適切な養育を受けられない子どもが増加しており、社会全体で公的責任をもって養育し、保護する必要があることから、より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み、親子関係の再構築に向けた支援を行うため、里親等の家庭的養育を優先するとともに、施設養育においては小規模化・地域分散化・高機能化を進めるなど、社会的養育の充実を目指します。	人権啓発講演会	中学生徒及び一般市民を対象に、人権について考える機会を提供することを目的とする。	開催日及び会場: ①令和2年10月24日(土) 市立巻西中学校 ②令和2年10月28日(水) 市立潟東中学校 対象:中学校1～3年生及び一般市民 内容:人権講演会及び人権擁護委員活動紹介 講師:フリーアナウンサー 遠藤麻理さん 参加予定人数:450人	100	・講演を通して人権について関心を持ち、自己の行動を見つめ直し、今後について考える機会となる。 ・人それぞれの個性を認め合うことで偏見や差別をなくし、自他の命と心を大切にしている心・態度がとれるようになる。	西蒲区 区民生活課
	9 再掲		人権教育、同和教育担当者研修	市立学校・園の人権教育、同和教育担当者を対象に、人権教育、同和教育の進め方に関する研修を目的とする。	開催日:令和2年11月20日(金) 会場:秋葉区役所 対象:奇数学番中学校区の市立学校・園の担当者 内容:人権教育、同和教育の情報共有、年間指導計画等の検討	0	・人権教育、同和教育の今日的課題等を学ぶとともに中学校区で指導計画を共通理解することで、差別の撤廃と人権確立の理解と認識が深まり、各校・園の人権教育、同和教育の連続性が推進される。	学校支援課
	10 再掲		情報モラル指導	各学校・園の教員に、情報モラル教育について研修をする機会を提供することを目的とする。	開催日:令和2年10月2日(金) 会場:新潟市立総合教育センター 対象:市立学校・園の教員 内容:講義「小・中学校におけるインターネット利用の実態と課題、その対応」、演習「自校の課題と対応」 講師:総合教育センター指導主事	0	・情報教育に精通した講師からの情報提供で、ネットトラブル等の現状や「情報モラル教育」の重要性について理解を深めることができ、学んだことを校・園内で生かし、広げていける。	学校支援課
	11		幼児期家庭教育学級	性別など固定観念にとらわれず、個性を認め合い受け入れることで親も子ども可能性を広げられることに気付くことを目的とする。	開催日:令和2年6月2日(火) 会場:中地区公民館 対象:就学前のお子さんの保護者 内容:「個性がキラリ☆うちの子ってどんな子？」	30	・性別など固定観念にとらわれず、個性を認め合い受け入れることで親も子ども可能性を広げられることに気付く。	中地区公民館
	12		人権啓発活動地方委託事業 人権について考える	人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする。	開催日:令和2年10月30日(金) 会場:浜浦小学校 対象:浜浦小学校児童 内容:人権について考える。	27	・人権尊重の必要性・重要性を学び、お互いを認め合い、支え合う心を育む。	関屋地区公民館
	13		人権啓発活動地方委託事業 児童期・思春期家庭教育学級	子どもの人権をテーマに、子どもが成長し自立するにあたり、大人の関わり方の重要性を学ぶ。	開催日:令和2年度後期 会場:横越地区公民館 対象:成人 内容:講座形式	28	①子どもの考え方を尊重する。 ②ひとりひとりの成長の違い、個性をみとめる。	横越地区公民館
	14		人権講座	地域社会やふだんの暮らしの中の人権を学ぶ。身の回りにおける人権課題について一緒に考える。	開催日:令和2年6月12日・19日・26日(金) 会場:坂井輪地区公民館 対象:成人20人 内容:地域のたから子どもたちの人権を考える。幼児期編・児童期編・思春期編	40	・子どもの成長期における人権課題を聞き、話し合い、多くの考え方などの学びの場。	坂井輪地区公民館
	15		地域で見守る子どもの人権	子育て中の方や地域の方を対象に子どもの人権について改めて考える機会を提供する。	開催日時:令和2年8月20日(木)午後1時30分～3時 会場:西地区公民館 対象:どなたでも 内容:子どもの人権に関する映写会 参加予定人数:40人	0	・子どもの人権の関する映画を観ることによって、子どもの人権の大切さについて改めて考える機会とする。	西地区公民館
16	子育てで大事なこと	「学校へ行きたくない!」という子どもの気持ちに寄り添い、子どもとどう向き合っていくか考える機会とする。	開催日:令和2年11月29日(日) 会場:岩室地区公民館 対象:一般 内容:「学校へ行きたくない!」という子どもの気持ちに寄り添い、不安な気持ちを話せる関係(環境)を作るための具体的な「コツ」を学ぶ。 講師:新潟県子どもの発達と不登校を考える「アールベールの会」代表 西伸之	10	・不登校の子どもを持つ保護者の不安や悩みを共有し、子どもとどう向き合うか考えるきっかけとする。	岩室地区公民館		

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の3 高齢者	1	<p>高齢者が差別されることなく、働ける場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指します。</p> <p>また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者の3つの大きな不安である「健康」、「お金」、「孤独」をきっかけとした消費者トラブルが増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支え合い、高齢者自身も自らの人権を認識し、自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。</p>	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待の防止、高齢者の権利利益の擁護を目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携・協力体制の整備のため、高齢者虐待防止連絡協議会、高齢者虐待防止連絡会の開催。 ・高齢者虐待防止及び早期発見・早期対応の実施に向けて高齢者虐待担当職員等への研修会を実施。 ・養介護施設管理者等に向けた高齢者虐待防止研修会の開催。 ・緊急一時避難のための居室確保。 ・高齢者虐待防止パンフレットやポスターによる啓発。 ・専従相談員による相談体制の充実 	2,371	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止に係る会議を行い、現状の共有や防止の対策などを検討することで、高齢者虐待の未然防止や早期発見、早期対応、再発防止へと繋げるネットワーク体制を構築することができる。 ・高齢者虐待防止に係る研修を実施することによって、高齢者を支援する関係者の権利擁護の意識を高め、高齢者虐待を未然に防ぐことや早期発見、早期対応に努めることができる。 	高齢者支援課
	2	<p>さらに、高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。</p> <p>認知症施策の推進については、理解を深めるための普及・啓発等、さまざまな施策を展開することにより、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。</p>	認知症サポーターキャラバン事業	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り、手助けをする「認知症サポーター」を養成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、学校、企業、職域団体など対象に、認知症サポーターの養成（年間7,000人） ・認知症サポーター養成講座の講師となる、キャラバン・メイトの養成（年1回 50人） ・認知症サポーターが地域で活躍できるようステップアップ講座を開催（年1回 60人） ・キャラバン・メイトのスキル向上のためのフォローアップの研修を開催（年1回 50人） 	7,543	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が認知症に対する知識や理解が進むことにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指します。 	地域包括ケア推進課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の4 障がい者	1	我が国では「障害者権利条約」を批准し、障がい者の権利に関する各種の法整備により、障がいを理由とする差別の解消などが進んでいますが、社会全体の課題として共生社会づくりに取り組んでいく必要があります。市内4ヶ所に設けた基幹相談支援センターと連携して差別解消に向けて取り組むと同時に、障がい福祉に従来関わりのなかった市民に対する理解の促進事業も積極的に推進していきます。 就業機会の確保や雇用の促進については、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための市の方針に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。 また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を目指します。 今後も「障害者権利条約」や「共生条例」の趣旨にかんがみ、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。	共生のまちづくり条例関連事業	「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知や、心の輪を広げる体験作文及び障がい者週間のポスター募集を通じ、障がい福祉への理解促進、障がい等を理由とした差別の解消を進め、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を図る。	当事業については以下の事業を実施する。 ・障がい者アートを活用した理解促進事業 ・共生社会づくりに関心を持つ企業等のネットワーク構築と交流の促進 ・学校における福祉教育への講師謝礼補助 ・各種イベント等における普及啓発活動 ・心の輪を広げる体験作文やポスターの募集	2,054	・本市における共生社会づくりを促進することにより、障がい等を理由とした差別の解消や、障がい福祉に対する理解が進む。 ・従来障がい福祉に対して興味を有していなかった市民が文化芸術活動をはじめ、障がい者の活動や可能性に触れることで、心のバリアフリーが向上する。	障がい福祉課
	2		障がい者就業支援センター事業	障がい者の就労に関する総合的な支援を行うことを目的とする。	①就業支援 ・求職活動に関する助言、指導 ・就職に向けた職業実習の斡旋 ・職場定着のための支援 ・就職先企業に対する助言、指導 ②ネットワークの構築 ・雇用、教育、福祉等の各関係機関との連携体制をコーディネート ③企業開拓 ・実習先企業、雇用企業の開拓	31,201	・関係機関と連携の下、就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を行うことで、障がい者の一般就労及び企業の障がい者雇用を促進する。	障がい福祉課
	3		農業を活用した障がい者雇用促進事業	農業分野で就労訓練の機会を創出し、能力と適正に応じた就労を促進することを目的とする。	①障がい者あくりサポートセンターの運営 ・就労を希望する障がい者と人手不足の農家をコーディネート ・農作業現場での支援 ・農福連携セミナーの開催 ②施設外就農促進事業 ・農家での作業を障がい者施設が受託した際の謝礼支出	11,135	・労働力不足の農家と就労を希望する障がい者のマッチングを行うことで、障がい者の職域拡大と農家による障がい者理解に繋がる。	障がい福祉課
	4		障がい者就業能力向上支援事業（障がい者職業能力開発プロモート事業）	障がいのある方の職業訓練や障がい者雇用に係る周知啓発を通して障がい者の職業能力を開発し、一般就労を促進することを目的とする。	①企業向けセミナー等の開催 ②冊子等による周知・広報	1,490	①企業向けセミナー等を実施することで、障がい者理解が広がる。 ②市内の障がい者雇用事例を冊子やホームページで紹介し、雇用のノウハウ等を周知することで、障がい者雇用を促進する。	障がい福祉課
	5		精神医療審査会	精神障がい者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障がい者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行う。	・退院請求・処遇改善請求の審査 ・医療保護入院の入院届、任意入院、医療保護入院及び、措置入院の定期病状報告書の審査	1815	・精神科病院での適正な医療及び保護の確保 ・入院患者の人権擁護	こころの健康センター
	6		精神科病院実地指導及び精神科病院入院患者病状実地審査	精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、精神科病院に対し実地指導を行うことにより、制度の適正な運用の確保と患者の人権擁護に資することを目的とする。	市内精神科10病院に対し、こころの健康センター職員、精神保健指定医により、実地指導、審査を行い、隔離・身体拘束、事務手続きが適正に行われているか指導するもの。	230	・精神科病院における適正な医療及び保護の確保、入院患者の人権擁護	こころの健康センター

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の4 障がい者	7	我が国では「障害者権利条約」を批准し、障がい者の権利に関する各種の法整備により、障がいを理由とする差別の解消などが進んでいますが、社会全体の課題として共生社会づくりに取り組んでいく必要があります。市内4ヶ所に設けた基幹相談支援センターと連携して差別解消に向けて取り組むと同時に、障がい福祉に従来関わりのなかった市民に対する理解の促進事業も積極的に推進していきます。 就業機会の確保や雇用の促進については、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための市の方針に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。 また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を目指します。	精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	精神障がい者が、住み慣れた地域で、本人の望む充実した生活を営めるよう保健、医療、福祉等の関係機関の連携体制の構築を図り、入院患者の地域移行、並びに、精神障がい者が地域の一員として自分らしい生活を継続するための支援を推進する。	①行政関係職員、医療機関職員、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の職員を対象に、多機関・多職種による精神障がい者の地域生活支援をテーマにした研修会を実施。 ②①と同様の職員を対象に、市内の精神科病院や障がい福祉サービス事業所を見学し、精神障がい者の実際の活動や生活を理解するとともに、関係職員の顔の見える関係づくりを行うために社会資源見学ツアーを実施。 ③精神科病院にて、当該病院職員や入院患者を対象に、入院生活を経て地域生活を送っている当事者による体験談発表を実施。 ④当事者同士の交流を深めるとともに、ピアサポートの育成等を目的に、当事者活動を行っている個人や団体同士の交流会を実施。	231	・入院患者の地域移行、並びに、精神障がい者が地域の一員として自分らしい生活を継続するための支援が推進される。	こころの健康センター
	8	今後も「障害者権利条約」や「共生条例」の趣旨にかんがみ、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。	共生セミナー「ここから始める～発達障がいへの理解～」	お互いに個性を認め合い、誰もが自分らしく差別や偏見なく共に生きてゆく社会について考える。	曾野木地区公民館 開催日：令和2年7月2日、9日、未定(全3回) 会場：曾野木地区公民館 テーマ：初めて学ぶ発達障がい 他 講師：7月2日新潟市発達障がい支援センターJOINセンター長 宮島裕司 7月9日NAMARA所属芸人 森下英矢 未定 未定	173	・発達障がいは障がいの中でも理解されにくいわかりづらい障がいである。 ・その特徴、症状、生活上の問題を疑似体験などを通して理解を深める。	曾野木地区公民館
	9		「青年期から成人期の発達障がい」	発達障がいの特性を理解し、社会参加が増える年代の発達障がいのある人たちが直面する問題と解決策を考える。	開催日：令和2年11月(詳細は未定) 会場：小針青山公民館 対象：一般 内容：青年期から成人期の発達障がいを理解し支援の仕方を学ぶ	15	・継続的に「発達障がい」に関わる講座を開催しており、これまで子どもの発達障がいを取り上げることが多かったが、今年度は大人の発達障がいを取り上げる予定であり、発達障がいに対する理解の幅が広がり、当事者を尊重した意識が育てられる。	小針青山公民館
	10		発達障がいへの理解を広げるための「しゃべり場」	家族や自分のことで、心配事や困りごとがある人、発達障がいに関心がある人が、悩みや不安を話し合う場、仲間づくりの場とする。	会場：岩室地区公民館 対象：一般 ①開催日：いずれも火曜日10:00～11:30 9月8日、11月10日、12月8日、3月9日(4回) ②開催日：いずれも火曜日19:00～20:30 9月24日、11月24日、12月22日、1月26日 2月16日、3月23日(6回) ※新型コロナウイルス拡大防止のため4月～8月中止	0	・一昨年度から夜間開催が月1回となり参加者同士が親しくなってきた。 ・発達障がいに関する情報交換や悩みや困りごとが共有でき仲間づくりが進んでいる。	岩室地区公民館

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の5 同和問題	1 再掲	同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努め、人権問題や同和問題に対する職員の意識向上を図るとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協働して人権教育・啓発に取り組み、学校での同和教育や市民の人権意識啓発に努めます。 また、インターネット上の人権侵害の事実の早期発見に努め、それを確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などと連携を図りながら対応します。	インターネットモニタリング事業	部落差別解消推進法をうまえ、インターネット上の所定のサイト等を検索して、同和問題に関して、個人の名誉を侵害したり、差別を助長したりするような書き込みの早期発見を図る。	週1回、1時間程度、対象サイトにおいて特定のキーワードで検索を実施。 同和問題に関して、個人の名誉を侵害したり、差別を助長するおそれのある情報を抽出し、法務局に情報提供のうえ、削除の依頼などを行う。 テスト運用のうえ、年内に本格稼働を目指す。	0	・インターネット上の、個人の名誉を侵害したり、差別を助長したりするような書き込みを発見し、対応できる。	広聴相談課
	2		「新潟市ミニ人権展」への協力	「新潟市ミニ人権展」へ新潟市の歴史と同和問題に関わるパネルを展示し、偏見をなくし、同和問題に対する正しい認識をもつための啓発を目的とする。	「新潟市ミニ人権展」でのパネルの展示 期間:令和3年1月 会場:新潟市中央図書館(ほんぽーと)正面玄関 内容:江戸時代の新潟町の被差別民が担った仕事や役割を説明したパネルを展示する。	0	・江戸時代の新潟町の被差別民が担った仕事や果たした役割について、関係する歴史資料や写真、解説したパネルを展示することで、同和問題に対する正しい認識と理解の深化を図り、差別や偏見をなくするという意識を醸成することができる。	歴史文化課
	3 再掲		人権教育研修会	市民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会の実現のため、研修会を通じて職員が人権問題や同和問題に関心を持ち、理解と認識を深めることで、市民のよき相談役・パートナーとしての資質向上を図る。	開催日 令和3年2月8日(月) 時間 14:00～15:30 会場 江南区文化会館音楽演劇ホール 講師 藤本晃嗣(敬和学園大学人文学部准教授) 参加予定人数 180人	27	・職員一人一人が人権問題・同和問題に関心を持ち、理解と認識を深め、市民のよき相談役・パートナーとして、人権意識の高い職員の資質向上が図れる。	生涯学習センター
	4 再掲		新潟市同和教育研究協議会	部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研修、啓発及び実践を推進する。	【管理職研修会】 開催日時:令和3年2月8日(月) 14:00～15:30 会場:江南区文化会館音楽演劇ホール 講師:藤本晃嗣(敬和学園大学人文学部准教授) 参加予定人数:180人 ※生涯学習センターの事業に共催 【レポート検討会】 市内の小学校、中学校、幼稚園、高等学校での人権教育、同和教育に関する実践をレポートにまとめ、その内容を検討する。 回数 随時	0	・学校長をはじめとする教職員が、人権問題・同和問題に関心を持ち、理解と認識を深め、勤務校での授業実践の改善や教職員の資質向上が図れる。	学校支援課
	5 再掲		新潟県同和教育研究協議会「研究集会」参加	学校教職員の人権教育、同和教育の研修を目的とする。	新潟県同和教育研究協議会共催の第28回研究集会(第72回全国人権同和教育研究大会)に参加。 期日:令和2年10月31日(土)、11月1日(日) 会場:上越市 対象:市立全学校・園の管理職等 内容:①講演会 ②分科会による講座	1,065	・差別の現実に学びつつ、かかわる同和教育を進める上で必要となる事柄について、全県的な視野から研修することのできるよい機会となる。 ・基調提案や講演会、具体的な実践事例などの最新情報に触れることで、教職員の人権感覚がより一層磨かれる。	学校支援課
	6 再掲		教職員同和教育研修会	学校教職員の同和問題についての理解を進め、事項の同和教育の実践に生かすことを目的とする。	開催日:令和2年6月25日(木) 令和2年12月15日(火) 会場:北区文化会館、秋葉区文化会館 対象:市立全学校・園の教職員 内容:新潟県人権・同和センター主催の越佐にんげん学校への参加。	5	・同和問題等の専門家からの講演を聴く研修会は、教職員の人権感覚を磨き、教育実践の方法を考える上で大変役立つ。	学校支援課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の6 外国籍市民 等	1	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現に向け、公益財団法人新潟市国際交流協会や民間団体との連携のもと、文化や生活習慣の違いを理解する国際理解事業を通じて、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談体制の充実、日本語講座の開催などを実施し、困難な状況に直面している人々への支援を図り、外国籍市民等が地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを目指します。 また、多様性（ダイバーシティ）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成するとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度を高めるよう市民啓発に取り組みます。	災害時における在住外国人支援	災害時における在住外国人支援体制を構築する。	災害について基本知識を持たない在住外国人を対象として、防災訓練への参加を呼びかけ、啓発資料を配布する。また新潟市の災害時多言語支援センターの運営について具体化する。	126	・防災訓練の告知や参加者募集のための情報収集を通して、居住地域や出身国ごとのキーパーソンとの連携を強める。	国際課
	2		留学生の支援	留学生と市民との人間関係の構築を支援し、留学生生活の向上を図る。	市内の留学生向けに地域との交流の場として「青年交流ワークショップ」「にいがた発見コンテスト」を実施する。	500	・市内の留学生にワークショップやプレゼンコンテストの体験を通じて、地域住民と交流し、新潟市への理解を深めてもらう。 ・留学生生活の向上と共に、交流促進につながる。	国際課
	3 再掲		在住外国人および留学生の支援 (公益財団法人新潟市国際交流協会事業)	在住外国人と留学生の生活を支援することで多文化共生のまちづくりにつなげる。	日本語教室 日本語教育講座 外国にルーツをもつ児童・生徒のための学習支援 外国語による相談窓口 留学生国民健康保険料助成	5,690	・日本での暮らしに不可欠な日本語の習得を支援するとともに、日本語が不自由な児童・生徒の学習支援や外国語による相談の受付、留学生への国保料助成金の支給を通じ、在住外国人や留学生の生活を支援する。	公益財団法人新潟市国際交流協会

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の7 HIV感染者・ハンセン病患者等	1	(HIV感染者等) HIV感染者などに対する偏見や差別の解消のため、世界エイズデー関連行事、中学・高校等の健康教育や保健所で実施している無料匿名のエイズ相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図ります。 (ハンセン病患者等) 県や関係団体が実施するハンセン病療養所訪問事業に職員を派遣し、過去に行われた施策を学ぶとともに、パネル展等の事業に協力するなど、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進に努めます。	健康教育事業	健康教育を実施し、感染の予防などの知識を広め、正しい知識の普及と啓発を推進することを目的とする。	中・高等学校、専門学校を対象に健康教育を実施する。	8,119	・健康教育を通して、妊娠・性感染症を自分自身の問題として捉えることができる。 ・HIV/エイズについて正しい知識を得ることで、差別偏見の解消につながる。	保健所 保健管理課
	2		世界エイズデー2020	HIV・エイズについて正しい知識の普及と啓発を推進することを目的とする。	新潟県と共催で市民等を対象にステージイベント、街頭キャンペーン、メモリアルキルトの展示、HIV検査などを実施する。 ※新型コロナウイルスの流行状況により変更あり		・啓発イベントを通して、広く市民に働きかけることで、様々な年代層がHIV・エイズに関心を持つことができる。 ・正しい知識を得ることで、差別偏見の解消につながる。	保健所 保健管理課
	3		HIV検査普及週間	HIV・エイズについて正しい知識の普及とHIV感染症の早期発見・早期治療に結びつけられるよう検査の必要性について啓発することを目的とする。	HIV・エイズの相談、無料・匿名検査を実施する。また市のホームページで啓発する。		・青少年期には教育の機会があるが、それ以外の年代には啓発機会が少ないため、広く市民に働きかけることで、様々な年代層がHIV/エイズについて関心をもつことができる。	保健所 保健管理課
	4		HIV検査・相談	HIVについての不安解消や正しい知識の普及と啓発を推進することを目的とする。	無料・匿名のHIV検査・相談を実施する。 【保健所会場】 月・金(祝日を除く)午前9時半～11時 第2土曜日午後1時半～3時(6月、12月のみ) 【けんこう広場ROSAびあ会場】 第1・2・3・4火曜日午後4時半～6時半		・エイズについての相談、検査を通して、感染経路や予防方法など正しい知識を得ることができる。 ・今後の生活において予防行動をとることができる。	保健所 保健管理課
	5		ハンセン病募金事業	ハンセン病を正しく理解してもらうための普及啓発活動や新潟県出身入所者の里帰り事業・県出身者が入所している療養所への訪問事業などに活用するために募金活動を行う。	ハンセン病の元患者等を支援している新潟県藤風会(会長 花角英世)が実施する募金活動に協力するもの。 ・「ハンセン病募金強調月間」のポスター掲示 ・保健所窓口における募金箱の設置 ・市役所内での募金の協力依頼	・ハンセン病に対する正しい知識の啓発につながるとともに、新潟県出身者の里帰り支援や入所している療養所を訪問する交流事業が実施できる。	保健所 保健管理課	
	6		ハンセン病療養所への訪問事業	行政職員等がハンセン病について正しく理解するとともにハンセン病施策の歴史を知ること、偏見・差別の解消につなげることを目的とする。	ハンセン病の元患者等を支援している新潟県藤風会(会長 花角英世)が実施する国立ハンセン病資料館及び国立療養所多磨全生園(東京都東村山市)や重監房資料館及び国立療養所栗生楽泉園(群馬県吾妻郡草津町)への訪問事業への職員参加	・職員のハンセン病について正しい理解が進むとともに、ハンセン病施策の歴史を知ること、偏見・差別の解消につなげていくことが見込まれる。	保健所 保健管理課	
	7		啓発パネルの展示事業	ハンセン病の元患者の方々の療養所内における生活の写真展示とおし、ハンセン病の歴史や病気を理解するとともに、人権が尊重される社会の実現を考える機会とする。	ハンセン病の元患者等を支援している新潟県藤風会(会長 花角英世)と共催で市の施設においてパネルの展示を行う。	・広く市民がパネル展示を目にするることによって、ハンセン病を正しく理解するとともに偏見・差別の解消につながるものと期待される。	保健所 保健管理課	

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の8 新潟水俣病 被害者	1	県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、これからも人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などをさらに推進していきます。	新潟水俣病市民講座	新潟水俣病を正しく理解し、教訓を伝えるとともに、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうため市民講座を開催</p> <p>○【Ola!aga!!新潟水俣病をみて・ふれて】 開催日: 令和2年秋頃 テーマ: 親子で行く! 阿賀野川流域“ほんもの体験”ツアー 対象: 市内在住小学5・6年生の親子20組(40名) 内容: 企業城下町・鹿瀬の工場跡など現地見学、元・船頭の新潟水俣病被害者のお話を伺う、中流域の産業体験</p> <p>○【新潟水俣病 新潟大学公開講座】 時期: 令和2年度冬頃</p>	742	・毎年、新たな対象となる学生及び市民に参加してもらい、新潟水俣病を知ってもらう機会を提供できる。	保健衛生総務課
	2		新潟水俣病展	新潟水俣病を正しく理解し、教訓を伝えるとともに、阿賀野川流域地域の融和と再生などを図ることを目的とする。	<p>広く市民に水俣病を知ってもらうためパネル展示を開催。</p> <p>①開催日: 令和2年6月16日(火)～6月26日(金) 会場: 内野まちづくりセンター</p> <p>②開催日: 令和2年7月2日(木)～7月14日(火) 会場: 豊栄図書館</p> <p>③開催日: 令和2年10月8日(木)～11月3日(火) 会場: 新潟中央図書館</p> <p>④開催日: 令和2年11月頃(2週間程度) 会場: 新潟医療福祉大学</p> <p>⑤開催日: 令和2年12月頃(2週間程度) 会場: 新潟大学図書館</p> <p>①の内容は 新潟水俣病のあらまし、差別、偏見 昭和30～40年代の日本、高度経済成長の光と影</p> <p>②～⑤の内容は 新潟水俣病のあらまし、差別、偏見 明治・大正・昭和の日本、近代産業をめぐる光と影</p> <p>⑤は親子ツアーの様子も</p>	150	・多くの市民が立ち寄る会場でパネル展示を行うことは、これまで関心のなかった者も含め、より多くの市民に対し新潟水俣病を知ってもらう機会を提供できる。	保健衛生総務課
	3		新潟水俣病職員研修	新潟水俣病について、職員の知識・理解を深めることを目的とし、阿賀野川流域地域の融和と再生、住民の健康不安の解消などをめざす新潟水俣病対策に資するための研修を実施。	<p>新任係長職員、令和元年度新規採用職員への研修及び新規採用教職員研修の実施。</p> <p>○開催日: 未定 対象: 新任係長</p> <p>○開催日: 未定 対象: 保健衛生部 新任職員等</p> <p>○開催日: 未定 対象: 新規採用職員</p>	0	・新潟市の職員及び教職員に研修を実施することは、新潟水俣病患者への理解、及び差別や偏見をなくすことへの理解に役立つ。	保健衛生総務課
	4		環境学習	子どもたちが、新潟水俣病の歴史と人権問題を把握して、人と人との絆の大切さや差別・偏見なく公平・公正に正義の実現に努めていけるために、また環境問題を身近なものとしてとらえていけるよう、環境の大切さと新潟水俣病のような悲劇を繰り返さないための知識、行動力、意欲を育てていくことを目的とする。	市内13校の小中学校で実施予定。環境学習の実施校は県の実施校と合同で発表会を行う。	2,015	・次世代を担う小中学生を対象に環境学習を実施することは、環境問題を切り口に新潟水俣病を身近な問題として考えることができ、差別や偏見のない社会を作っていく為の一助となる。	保健衛生総務課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の9 北朝鮮当局による拉致被害者	1	「北朝鮮人権侵害対処法」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ市民啓発に努め、早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、北朝鮮当局による国家の犯罪であることから、市内の韓国・朝鮮籍市民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう配慮が必要です。また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。	拉致問題解決に向けた啓発事業	市民に拉致問題や特定失踪者の問題について理解を深め、関心を持ち続けてもらうとともに、問題解決に向けた世論喚起を目的とする。	<p>【懸垂幕・横断幕の掲示①】 市役所本館に懸垂幕を掲示 期間:11月2日～12月16日、2月1日～2月28日 掲示内容:「市民の願い 横田めぐみさん大澤孝志さんたちの北朝鮮拉致事件の全容解明と全面解決を」</p> <p>【懸垂幕・横断幕の掲示②】 市役所分館に横看板を掲示 期間:通年 掲示内容:「市民の願い 横田めぐみさん大澤孝志さんたちの北朝鮮拉致事件の全面解決を」</p> <p>【懸垂幕・横断幕の掲示③】 西蒲区役所に横断幕を掲示 期間:通年 掲示内容:「北朝鮮による拉致疑惑の「大澤孝志さん」の究明・救出にご支援を」</p> <p>【パネル展の実施①】 「拉致問題を考える区巡回パネル展」 期間:6月9日～11月5日 会場:区役所、公民館等(計7か所巡回) 主催:新潟市、新潟県</p> <p>【パネル展の実施②】 「拉致問題を考えるパネル展」(北朝鮮人権侵害問題啓発週間) 期間:12月8日～12月17日 会場:クロスバルにいがた 主催:新潟市、新潟県</p> <p>【パネル展の実施③】 「拉致被害者・特定失踪者の救出を願うパネル展」 期間:2月10日～3月10日 会場:巻地区公民館(西蒲区) 主催:新潟市 後援:新潟県</p> <p>【集会・シンポジウムの開催①】 「忘れるな拉致県民集会」 日程:11月15日 会場:新潟市民芸術文化会館劇場 主催:新潟市、新潟県、新潟日报社</p> <p>【集会・シンポジウムの開催②】 横田めぐみさんとの再会を誓うチャリティコンサート 日程:12月 会場:新潟日報メディアシップ 主催:横田めぐみさんの同級生の会 後援:新潟市ほか</p> <p>【上映会の開催】 家族の絆「めぐみ～引き裂かれた家族の30年～」 上映、パネル展、署名活動 日程:12月13日 会場:クロスバルにいがた 主催:新潟市、新潟県</p>	市 200	・様々な活動を通して市民に拉致問題を周知することで、拉致問題の解決の機運醸成を図る。	防災課

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の10 性的マイノリティ	1 再掲	性の多様性に関する正しい認識を市職員はもとより、学校現場を含む社会全体に広げ、当事者やその家族が差別や偏見を受けないことなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりを進める必要があります。	性的マイノリティ支援事業	性的マイノリティに対する差別や偏見を無くし、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ○LGBT市民スピーカー養成講座 性の多様性について講演のできる人材を養成し、学校や企業団体などの希望に応じて講師を派遣する。 ○啓発事業 当事者の生きづらさを軽減し、性的マイノリティについて市民の理解を深めるため、以下の事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの作成、配布 ・DVD上映会や講演会の開催 ・理解者や支援者であることを示すグッズの作成、配布 ○電話相談 当事者や当事者かもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方などからの相談に応じる。 	1,600	・当事者の生きづらさを軽減するほか、家族や学校、職場、地域などで当事者への理解が深まり、多様性を認める社会づくりに寄与する。	男女共同参画課

【 分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第5章の11 さまざまな 人権問題	1	(ホームレス) ホームレスの早期発見と自立に向けた適切な支援を行うためにはその偏見や差別意識が解消するよう啓発活動を推進することが必要です。 (犯罪被害者とその家族) 地域社会において犯罪被害者等などの心情や置かれた状況に配慮し、人権を尊重して、支えることが必要です。	犯罪被害者等支援にかかるとする庁内連絡会議	本市における犯罪被害者等支援に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進します。	犯罪被害者等支援に係る所属の長を構成員とする庁内連絡会議を定期的に開催し、支援施策に関する情報共有と支援体制の強化を図ります。 開催日:令和2年8月27日(木) 会 場:新潟市役所 分館5階 1-556会議室 内 容:犯罪被害者等支援の概要について、有識者による講演(基礎自治体による支援の必要性について)	15	・犯罪被害者等支援に係る所属の意識向上と支援体制の強化が見込めます。	市民生活課 安心・安全 推進室
	2	(刑を終えて出所した人) 本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壌づくりが必要です。 再犯を防ぎ、自立し、更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。 (個人情報) 個人情報の流出が人権侵害につながることを職員自らが自覚するとともに、個人情報の適正な取り扱いについて市民に理解を深めてもらうことが必要です。	市職員等を対象とした犯罪被害者等支援研修	犯罪被害者等による講演や支援の事例検討を通じて、職員等の意識向上と連携体制を強化します。	対 象:市職員、県被害者支援連絡協議会会員 規 模:60人程度 開催日:令和2年12月18日(金) ※予定 会 場:新潟市役所 分館5階 1-556会議室 内 容:犯罪被害者等による講演、基礎自治体による支援の事例検討 ※警察庁共催事業	120 ※警察庁が 負担	・犯罪被害者等支援に関する市職員の意識向上と対応能力の向上が見込めます。 ・市職員の他に関係機関にも研修に参加してもらうことで、連携体制の強化につながります。	市民生活課 安心・安全 推進室
	3	(職業差別) 職業に区別なく働く一人ひとりの人権が等しく尊重され、偏見や差別を生み出さない社会づくりが必要です。機会をとらえ、関係機関と連携して、企業の公正な採用選考に向け周知・啓発を図ります。	人権啓発活動地方委託事業「戦争と平和展」	戦後75年を迎え、戦争体験や疎開体験等の悲惨で過酷な体験を聞くことで命と人の尊厳、平和について考える機会とする。 また戦争は「生きる権利」「人権」を無視した行為であることを認識し「二度と戦争をしてはいけない。」という意識を高める。	会場:岩室地区公民館 対象:一般 開催日:令和2年10月3日(土)~11日(日) 内容: ①展示会:令和2年10月3日(土)~11日(日) 日章旗、軍事郵便など戦争関連資料の展示 ②トークセッション:令和2年10月11日(日) 戦争体験者たちの体験記	26	・戦争を知らない世代が戦争関連の展示会や戦争体験者の話により、戦争のことを知り、平和について考えるきっかけづくりとする。	岩室地区公民館

【分野別人権施策の実施計画（令和2年度）】

施策分野	番号	施策の方向	事業名	事業の目的	事業の概要	事業費 (予算額) (単位:千円)	見込まれる事業の効果	所管所属名
第6章 総合的かつ 効果的な計画 推進に向けて	1	<p>庁内推進体制の充実を図り、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の視点から取り組まれるよう調整を行うとともに、新たな人権問題や複数の部署に関係する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう協力・連携を進めます。</p> <p>関係機関や民間団体等との連携・協働を進め、効果的な人権教育・啓発が進められるよう努めます。</p> <p>定期的に計画を評価・検証したうえで、情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。</p>	新潟市人権教育・啓発推進委員会	新潟市の人権教育及び啓発の総合的かつ計画的な推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 新潟市人権教育・啓発推進計画に基づく人権教育・啓発施策を評価・検証する。(年1回会議を開催) 同委員会は学識経験者、関係団体の職員、公募による市民などの外部委員9名で構成する。 	124	新潟市人権教育・啓発推進計画に基づく人権教育・啓発施策の改善につなげる。	広聴相談課
	2		新潟市人権教育・啓発庁内推進会議	新潟市人権教育・啓発推進計画に基づき、新潟市における人権教育・啓発に関する行政施策の総合的かつ効果的な推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 新潟市人権教育・啓発推進計画に基づく人権教育・啓発施策を評価する。 同会議は議長を市民生活部長が、副議長を広聴相談課長が務め、関係10部長と17所属長で構成する。 	0	新潟市人権教育・啓発推進計画に基づく人権教育・啓発施策を推進する。	広聴相談課
	3 再掲		新潟市同和教育研究協議会	部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研修、啓発及び実践を推進する。	<p>【管理職研修会】</p> <p>開催日時: 令和3年2月8日(月) 14:00~15:30</p> <p>会場: 江南区文化会館音楽演劇ホール</p> <p>講師: 藤本晃嗣(敬和学園大学人文学部准教授)</p> <p>参加予定人数: 180人</p> <p>※生涯学習センターの事業に共催</p> <p>【レポート検討会】</p> <p>市内の小学校、中学校、幼稚園、高等学校での人権教育、同和教育に関する実践をレポートにまとめ、その内容を検討する。</p> <p>回数 随時</p>	0	<ul style="list-style-type: none"> 学校長をはじめとする教職員が、人権問題・同和問題に関心をもち、理解と認識を深め、勤務校での授業実践の改善や教職員の資質向上が図れる。 	学校支援課

◎ 主な用語の解説（1 / 4）

<五十音順>

あ行

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化，障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）

ヒトの免疫細胞を破壊し，免疫力を低下させるウイルス。ヒトの血液や体液にいる。主要な感染経路は性行為による感染であり，その他の感染経路としてH I Vに汚染された血液を介した感染，母子感染等がある。治療の進歩により，早期に治療を開始した感染者は健常者と同等の生活を送ることができるようになった。

S N S

Social Networking Serviceの略で，登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や，同じ趣味を持つ人同士が集まったり，近隣地域の住民が集まったりと，ある程度閉ざされた世界にすることで，密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

N G O

Non-Governmental Organizationの略称で，非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし，現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

N P O

Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略称で，民間非営利組織。様々な社会貢献活動を行い，団体の構成員に対し，収益を分配することを目的としない団体の総称。

L G B T

Lesbian（レズビアン）＝女性同性愛者，Gay（ゲイ）＝男性同性愛者，Bisexual（バイセクシュアル）＝両性愛者，Transgender（トランスジェンダー）＝性別越境者の頭文字をとった単語で，セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

◎ 主な用語の解説（2 / 4）

協働

新潟市自治基本条例では、市民と市が対等な関係で相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、並びに連携や協力することとしている。「市民と市の対等な関係」とは、市民の自発的な活動を前提とし、お互いの自主性・自立性を尊重し、損なうことのないよう配慮することを意味する。

合理的配慮

障がいのある人（本人が意思の表明を行うことが困難な場合にはその支援者）が社会的障壁の除去を求めている場合や、それを認識しうる場合において、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

国際連合（国連）

1945年10月24日、20世紀前半に二度にわたって悲惨な世界大戦を経験した反省を踏まえ、国際平和を維持する目的をもって設立された政府間国際組織。

さ行

人権条約

人権の保護と促進を目的に国連が中心となって採択した人権に関する条約。日本は「自由権規約」、「社会権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約（子どもの権利条約）」、「障害者権利条約」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」等の条約の締約国である。

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実に図るために配置された、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

性的マイノリティ

性的指向（好きになる性）や性自認（こころの性）などの性のあり方が多数派と異なる人。「性的少数者」「セクシュアル・マイノリティ」ともいう。

性同一性障害者

生物学的には性別が明らかにも関わらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」と言う。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

◎ 主な用語の解説（3 / 4）

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場において、性的な冗談やからかい，食事やデートへの執拗な誘い，身体への不必要な接触など，意に反する性的な言動が行われ，拒否したことで不利益を受けるなど，職場の環境が不快なものとなることをいう。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）

さまざまな理由により社会の諸制度や市場，社会関係から孤立し，排除された人の「社会参加する権利」を認め，包摂することをいう。

た行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍，年齢などに関わりなく，多様な個性が力を発揮し，共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violenceの頭文字をとってDVともいう。配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力，精神的暴力，社会的暴力，性的暴力，経済的暴力などのこと。

トランスジェンダー

こころの性とからだの性に違和感を持つ人。

な行

新潟市自治基本条例

新潟市における住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則などを盛り込むとともに，市民による主体的なまちづくりのための住民参画の考え方などを定めるもの。

新潟水俣病患者

新潟県の新潟水俣病地域福祉推進条例において，新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者と定義されている。公害健康被害の補償等に関する法律による認定患者で水俣病総合対策の手帳を持っている方や新潟水俣病福祉手当を受給されている方も新潟水俣病患者とされている。

◎ 主な用語の解説（4 / 4）

は行

ハラスメント

英語のharassmentで「嫌がらせ」「相手を悩ませること」などを意味する。「セクシュアルハラスメント」、「パワーハラスメント」などがある（→それぞれ用語を参照）。

パワーハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど、職場環境を悪化させる行為をいう。

ハンセン病

ノルウェーのハンセン博士によって発見されたらい菌という細菌によって引き起こされる感染症。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

プライバシー

個人の日常生活や社会行動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。

ヘイトスピーチ

一般的に「憎悪に基づく差別的な言動」を意味し、外見上の特徴、国籍、人種、民族、出生、性別、職業、思想、宗教などの違いを理由に、暴力、暴言、誹謗中傷、差別発言や書き込みなどを行い、差別をあおったり、侮辱したりする行為。

本人通知制度

住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。